第 16 回協議会

(平成15年11月22日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第16回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年11月22日

開催場所 会見町役場 2 階 大会議室

 出席委員
 坂本 昭文
 三鴨 英輔
 加藤 節雄
 野間田憲昭

 森岡 幹雄
 宇田川 弘
 塚田 勝美
 梅原 弘誓

 福田 次芳
 磯田 順子
 岡田 昌孫
 板 秀樹

橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 吉次 堯明 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦 合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃 合併推進室主事 前田智恵子 西伯町教育委員会次長 長尾 健治会見町教育委員会次長 永江多輝夫 会見町農業委員会事務局長 門原 春恵 西伯町農業委員会事務局長 松原 秀和 西伯町総務課長 藤友 裕美 会見町総務課長 米原 俊一 西伯町企画政策課長 森岡 重信

西伯町教育委員会主任 角田有希子 会見町教育委員会主事 佐藤 伸之

(開 会 13時30分)

奥山室長 それでは、皆さん方、きょうは合併協議会にお出かけいただきましてありが とうございました。本日の第16回合併協議会にお出かけいただきまして、ありがとうご ざいました。

1 1月も終わりになりまして、ことしも平成 1 5 年でありますけども、あと一月を残すのみとなりました。引き続きまして、皆様方の合併への取り組みに御協力をお願いいたしたいと思います。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第16回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況でありますが、亀井委員、会見町の吉次委員、2 名の方が欠席でございます。したがいまして、委員17名のうち、15名の方が出席であります。

本協議会の会議の成立要件でありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりますと、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがいまして、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつでありますが、坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。 よろしくお願いします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうは気候が変わりまして随分寒くなりましたが、第16回の合併協議会ということ で御参加をいただきましてありがとうございました。

15回を11月の12日に開催をいたしまして、10日ほどしかたっておりませんけれども、この間、いろいろな変化がございました。会見町におきましては、17日だったですか、17日に690名の皆様方の署名をもってこの住民投票の請求が出てきたということでございます。かねて申し上げておりますように、それはそれとして私ども合併協議に向けては粛々とやっていかなければいけないというように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。どうも予定では、聞くところによりますと、12月の28日ごろに投票というようなことになるんだというように聞いておりますけれども、先ほど申し上げたようなことで、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから17日の日に、実はこれは連合の視察ということで、高山市の方に視察に行かせていただきました。高山市を中心にいたしまして、非常に東京都の広さのような大きな

合併を計画なさっておられるところでございましたけれども、あの文化遺産で有名な白川 村というのが、高山市から約80キロもあるというような中で、この白川村は単独でやる と、2,000人ほどの町でございますけれども、こういうことですが、合併をせんかっ たら連合も外れるということで、介護保険も単独でやるんだというような非常に厳しい対 応を市の方でなさっておられました。80キロといいますと、ここから気高町の先の方に までなるのではないかと思うわけですけども、非常に大きな大合併でございますけれども、 やっぱり末端の方に行きますと、そういう大変厳しい扱いを受けられておるというような ことで勉強して帰ったわけでございます。そういうところから比べますと、私どもが進め ておる合併は非常に密度の濃い、いわゆる住民の皆さん方のかゆいところに手の届くよう なことが可能な合併だというように私は思っておりまして、大変意を強くして帰ったわけ でございます。そういうことを御報告申し上げましてきょうの会に臨みたいと思いますけ れども、きょうは長い間いろいろ議論をしていただきました消防・防災事務の取り扱いな どについても協議事項に上がっております。話し合いの経過なども尊重していただきまし て、ひとつ大所高所から御判断をいただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと 思います。一言申し上げまして、開会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。 よろしくお願いします。

奥山室長 ありがとうございました。本日の会議の進行でありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。 坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

坂本会長 それでは、私の方で進めさせていただきたいと思います。

最初に、議事録署名委員の指名でございます。

秦豊委員、岡田昌孫委員にお願いをいたしたいと思います。

早速でございますが、協議事項に入らせていただきたいと思います。

議案第1号、社会体育業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

奥山室長 3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号、社会体育業務の取り扱いについて。新町における社会体育業務の取り扱いについては、平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第1号のとおりとするものでございます。ただし、これは前回に御指摘されましたこ

とでありますが、スポーツ少年団、部落体育委員の調整方針の訂正及び施設管理運営事業 に係ります維持管理費の明細は、次ページ以下のとおりとするものでございます。

4ページからごらんをいただきたいと思います。まず、4ページでございますが、調整方針の下の方にあります。網かけをいたしております。合併時に以下のとおりとするということで、2行目に原則中学校区ということで、以前は校区ということでありましたが、中学校区に訂正をさせていただきたいと思います。

それから、5ページでありますが、部落体育委員の調整方針でありますが、網かけのとこに、平成17年度以降は西伯町の例によるということで、前回は平成17年度以降は廃止をするということで持たせていただいておりましたが、このように訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、6ページでございます。これにつきましては、施設の管理、運営事業に係る ものでございまして、それぞれ、今、人件費といいますか、賃金等があれば説明をしてく れということでございまして、施設ごとに網かけで訂正をさせていただいております。

まず、会見町の町民グラウンドでありますが、維持管理費、人件費それぞれ232万6, 066円と、人件費が4万4,640円でございます。

それから、金田運動場、越敷野町民運動場につきましては、人件費はゼロでございます。 それから次、7ページでありますが、西伯町体育館、これにつきましては人件費が28 万円含まれております。

それから、次に……(「待った、含まれてか」と呼ぶ者あり)維持管理費は73万5,0 00円で、人件費が28万円でございます。失礼しました。

それから次に、おおくにコミュニティ運動施設でありますが、人件費はゼロということでありますが、前回の資料には人件費を含むということで記述しておりましたが、これは含まれておりませんので、ゼロであります。

はぐっていただきまして、おおくに農山村広場、総合グラウンド、それから東長田山村 広場、それぞれ人件費はゼロ円でございます。

それから最後に、西伯カントリーパークでありますが、維持管理費が712万304円、 人件費が369万3,696円であります。

以上のとおり訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、前回のこれ以外でありますが、前回の提案に係りまして意見等あったわけで ありますが、町のスポーツ大会の調整方針ということの考え方について意見がございまし て、17年度は一堂に会し大会を実施したいというようなとこで、具体的な内容はこれから個別に検討していきたいということで、18年度につきましては町主体でなく、住民発議的なことから進めていってはどうかというようなことで、説明を追加させていただいておるところでございます。

一応、前回の課題等につきましては以上のとおりでございます。よろしく御審議のほど お願いいたします。

坂本会長 ありがとうございました。ただいま第1号議案、社会体育業務の取り扱いに ついて、事務局から説明をいたしました。前回、提案時におきます疑問や、あるいは宿題 を今事務局の方から説明をそれぞれいたしましたが、皆様方の方で御質疑、御意見はござ いませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 お願いします。前回の資料を調べますと、3ページから4ページのところに、 スポーツ少年団の項がございまして、中学生部員が入っておるかおらんかということにつ いて前回質問をさせていただいたわけでございますが、現実として両町ともに入っていな いということでございます。いろいろ考えてみますと、これからは意見でございますが、 スポーツ少年団が創立をしてから40年近い歴史を歩いてもらっちょりますが、その40 年ほどの間に随分、姿が変わってまいっております。私の目から見た感じでは、ええ方に 姿が変わったわけではなしに、少し好ましくない方向に姿が変わったんではないかという ふうに見ておるわけでございますが、一つは、大体スポーツ少年団というものは主たる対 象を中学生年齢層に置くということから出発をしておりましたが、それがもう全部なくな ってしまっておると。そして、小学生が主たる対象として今、活動しとるというこのあた りの現実。そうして、しかもそれぞれのスポーツ少年団が、その競技だけの活動しかやっ ていないということです。これはスポーツ少年団の本来の目的からちょっと外れておりま して、スポーツ少年団というのは、ある一つの種目を通しながら、しかもそれに付随をし て運動能力テストであるとか、レクリエーション活動、文化活動、奉仕活動、こういった ようなものを含めて、いろんな活動をする中で全人格的な成長発達を促すということが目 標にうたってあるわけですから、それが全部カットされていると。ただ、勝った負けたの 競技の種目活動だけにとどまったということが非常に大きな方向転換と申しますか、であ ろうと思うんです。それで、ここのところに、指導報酬の調整ということが課題のあたり に書かれておりますが、これは非常に重要なポイントをついておると思いましてね。ぜひ、

これを新町においてはやっていただいて、本来のあるべき姿に近づけていくということが 大事ではなかろうかと。特に小学生という年齢層が低い段階においては、余計そういうこ とが言えるんではなかろうかというふうに思っております。

それから、中学生対策については、これは学校の部活とスポーツ少の活動の調整という 大きな問題があると思うんでして、これも将来の一つの大きな課題として検討してみる必要があるんではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

以上、指導方針の調整というところが課題でありますので、これを大いに徹底してやっていただきたいという希望意見でございます。

坂本会長 御意見ということでよろしいですな。

何かありますか。承っておけばええですか。(「ええですかいな」と呼ぶ者あり) ありますか。

永江さん。

永江次長 岡田委員さんの言われます内容につきましては全く教育委員会としても同感でございますので、そのあたりのことを十分配慮をしながら、新町でのスポーツ少年団活動の充実に一層努めたいと考えます。以上です。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 この6ページですけども、ここに例えば会見町の例による、あるいは西伯町に例によるの後に使用対象者、料金については合併までに別途協議するというぐあいにすべてなっておるわけでございますが、この合併までに別途協議というのはどういうことを指しておられるのかということをちょっと聞いておきたいと思いますが。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

この別途協議と申しますのは、以前、何度か類似の調整方針を出しておりますけども、 その背景にありますものは、条例では特に使用対象者を限定するような書き方のないよう なものについても、運用上、町民に限るというようなことがなされておるようなところが ございます。そういうところにつきましては、一度すべてを並べてみまして、統一的な取 り扱いになるように使用対象者の考え方を調整した方がよろしいのではないかということ でございます。

それから、料金についてでございますけども、それぞれ別の施設であれば類似施設があ

ってもランクといいましょうか、新しさの程度とかによりまして使用料が違うというようなことがありますけども、極端に違うというふうなことがありますれば何らかの調整も必要であろうということで、これはすべての類似施設を一度並べてみた上で、改めて調整をするという趣旨でございます。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 ちょっと私の考えていることがもう一つ抜けとったですけども、例えば現在までにいろいろ維持管理費あるいは人件費等々が出ておるわけですが、各施設に、これについて両町で何らかの問題点等々があるのかないのか、あったのかなかったのか、そういう面で調整しながら今後それを生かされるのかどうかいうことも含めて、若干いい方に改善できる方向で努力していただきたいなというふうに思っております。以上です。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この第1号議案につきまして、原案のとおり決定 することにしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、議案第1号、社会体育業務の取り扱いについては、原案 のとおり決定いたしました。

続きまして、第2号議案でございます。手数料の取り扱いについてを事務局から説明を お願いします。

事務局。

桐林次長 それでは、議案第2号、手数料の取り扱いについて御説明いたします。

資料の方は10ページでございますけども、新町における手数料の取り扱いについては、 平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第2号の とおりとするというものでございます。前回、提案いたしましたものは、両町の手数料徴 収条例に規定されておるものでございまして、その内容を概括いたしますと、両町に規程 があるものにつきましてはすべて同一の取り扱いとなっております。いずれかの町だけに 規程がありますものはそれぞれ規程がある方の例によるということで、同一のものは両町 の例による、片方の町だけに規定があるものはそれぞれの町の例によるということで提案 をさせていただいたところでございます。

前回の質問で、この手数料については法律上の上限が参考にしてあるのかということで、

いわゆるコストが考慮してあって決めてあるものということでございますけども、一部は 上限が規定してあるものもございますけども、その他につきましては基本的には上限は特 に設定してありません。コストですけども、コストだけ考えて手数料を設定いたしますと 相当高額になるということで、政策的配慮がなされて決定されているものであるというふ うにお答えしたところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございました。議案第2号につきまして、皆様方の御意見、御質 疑はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 特にないようでございますので、議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに決してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、議案2号は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第3号、県からの権限移譲事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、資料の11ページでございますけども、県からの権限移譲事務の 取り扱いについて御説明いたします。

新町における県からの権限移譲事務の取り扱いについては、平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第3号のとおりとするというものでございまして、前回の資料で23ページ、24ページというところに詳細を記しておりましたけども、その内容をちょっと概括いたしますと、両町が同じ取り扱いをしてるものと囲んでございますけども、うち4項目は西伯町のみが権限移譲を既に受けておるという状況でございまして、そのうち新たに生じた土地の確認の届け出の受理及び告示、町・字の区域の新設等の届出の受理及び告示、それから土地に関する権利の移転または設置後における利用目的等の届出、これは国土利用計画法のものでございますけども、この3点につきましては町長がその権限を執行するものということで、部会の方でも特にこの西伯町の例によるということで異論はございませんでしたけども、いわゆる農地転用関係の受理につきましては農業委員会がその権限を執行することになっておりまして、提案としましては

西伯町の例によるというふうにさせていただいておりますけども、また後ほどちょっと農業委員会の事務局の方から両町での協議状況を改めて御報告させていただくことにしておりますけども、いささか提案の内容と異なったお考えがあるようでございます。その点を含めて協議していただきたいと思っておりますが、前回、提案いたしましてから、実は県の方からちょっと通知文書が出ております。本日の資料、15ページの方でございますけども、前回、全く皆さんの目に触れておりません。時間をいただきまして、ちょっと読み上げておきたいと思いますけどもよろしゅうございましょうか。

坂本会長 配ってあるか。

桐林次長 はい、資料の中に、お配りした中に入っております。

これは各市町村の権限移譲担当部(課)長の方に、鳥取県の総務部長名で依頼ということで出た文書でございます。題名は市町村合併に伴う権限移譲事務の取り扱いについてというものでございます。

鳥取県では、住民に身近な行政はできる限り市町村で行うという地域分権の理念に基づき、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、住民サービスの向上が図れるよう、県から市町村への権限移譲を推進しております。また、全市町村の足並みがそろわなくとも、意欲ある市町村に対して知事の権限に属する事務の移譲、いわゆるまだら模様の権限移譲を進めています。

現在、市町村では合併の議論が進んでおりますが、この市町村合併を地方分権を進める 一つの契機として、合併市町村に対する権限移譲を積極的に進めたいと考えておりますの で、合併協議においては下記に御留意の上、権限移譲を検討していただくようお願いしま す。

- 記1、合併関係市町村の一部が権限移譲を受けている事務について。住民サービスの観点から、合併後の住民サービスが後退しないよう、合併前に合併関係市町村が権限移譲を受けていた事務については、引き続き合併後の市町村で、権限移譲を受けるよう検討していただきたい。
- 2、合併後の市町村への権限移譲について。合併により市町村の力量が備わり、これまで困難であった事務への対処も可能となると考えられるため、自立した地域づくりに向け、 更なる権限移譲を検討していただきたい。
- 3、特例市並みの権限移譲について。人口20万人規模の市は特例市として法律により 一定の権限移譲が行われるが、人口規模にかかわらず、個別の事務について県条例により

権限移譲を行うことが可能であるので、特に環境分野など地域の実情に応じた事務の権限 移譲を検討していただきたいというものでございます。特に今回、農業委員会の事務に関 しまして、記の1の住民サービスの観点と2の合併後の市町村への権限移譲についてと、 この2つのことが県からの、これは要望というレベルではございますけども、出されたと いうことでございますので、その点をあわせて御協議いただきたいと思います。

それから、両町の農業委員会での合同の検討状況につきましては、農業委員会事務局の 方から改めて御報告させていただきます。

門原局長 農業委員会事務局の門原です。農業委員会では15年の5月の14日と9月の8日に両町の会長さん、代理さん、それから事務局で協議を行った中で、今の農地に関する権限移譲については西伯町は受けておられますし、会見町は受けていないっていうことから、今の農業委員さんの任期が一応、西伯町さんが3月29日、会見町が4月の20日、選挙でまた新しい委員さんが出られますので、その委員さんが10月の1日が合併の日ですし、それから合併をもって今の特例措置で今度7月19日までは、統一選挙まではその委員さんがずっと任期を受けていかれますので、その新しい委員さんになってから再度検討させていただいたらという両町の農業委員会としての結論が出ておりますので、それも踏まえて検討していただきたいと思います。

それと、今西伯町さんが受けておられて、4条、5条の転用のときには県の方に、月1回、県であります常任委員会の方に出席していかなければならないし、それで今まででしたら県の方に進達するだけで県までそんな足を運ぶということはなかったですので、そこら辺も事務の簡素化にはなっていないだないだろうかというような話も出ましたので、そこら辺をちょっと検討していただいて、協議していただければと思います。よろしくお願いします。

坂本会長 松原局長はないか。

松原局長 西伯町の事務局をしております松原でございます。西伯町は平成15年の4月の9日から権限移譲を受けております。この権限移譲の再委任を受けるに当たりまして、西伯町農業委員会でもいろいろ議論がなされました。その大きな議論といいますのが、権限が農業委員会に移るということによってなかなか責任問題等が議論をなされたところでございます。そういう中で、西伯町農業委員会に対する事務委任に関する規則という中で、町長と、あるいは行政と協議事項ということで3項目上げてございます。そういう論議なり紛争、こういうものを一番御心配になられてどうこう、委員会での審議であったという

ふうに聞いておりますが、それにつきましてはこの規則の第3条の中に、協議事項ということで農業委員会と町当局と町長と協議をするという項目を入れ込みまして受けてまいりました。現在のところ、そういう紛争、協議等はございませんけども、以上が西伯町が再委任を受けた経過を簡潔に御報告を申し上げます。以上です。

坂本会長 ただいま事務局の方から県からの通知、また農業委員会の局長さん方からそれぞれの農業委員会の状況など御報告がございましたが、委員の皆様方で御質疑や御意見があればお願いしたいと思います。

宇田川委員。

宇田川委員 県からの総務部長の文書は前に進めているような形だし、何か前に進めているという方と後ろに下がれという方との考え方で、基本的には前に進めという考え方の方がこれからの、農業委員会だけではなくて、考え方としてはそっちの方にいっていくべきじゃないかというふうに私は考えますけども。

坂本会長 ありがとうございました。ほかにございませんか。

福田委員。

福田委員 特に強調することではございませんけど、先ほど言われたように、これから 地方分権ということを大きな課題になっておるわけでございまして、先ほどの報告は報告 として受けますけども、内容を具体的には実態というものがよくわかりませんが、何かが 障害があってやはり農業委員会の委員さんの方としても答えが出しにくいということなの か、そこら辺も今後の課題として検討はされると思いますが、一応、この席では先ほどおっしゃったように私は考え、判断をしてもいいじゃないかなという気はしておりますが。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 私も同感であえて申し上げておきますけども、委員会の方で事務の簡素化にはなってないんじゃないかっていう部分、それから責任を負うのが嫌だっていう部分、はっきり言うてそういったことをおっしゃってるわけなんですけども、農業委員会としてのやはりそれなりの責任を持って公選法に準じてやられるわけですから、私はそういう責任のない委員会ではないというふうに考えてますんで、冒頭に宇田川委員もおっしゃったように、今提案のとおりで進むべきだというふうに思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 先ほど来、それぞれの方々が述べられたとおりだと僕は思っております。と

同時に、今、権限移譲の問題についてですけども、ただここに列記してあるようなことだけじゃなくて、今後はもっともっと県にまた移譲もし、指令等々が出てくると。よりよい方向に新しい町としてやりやすい、そして住民サービスの十分な観点からもっともっとこれ以上のことが出てくるんじゃないかと思いますが、先ほど森岡委員さんの方からもおっしゃいましたように、特に責任問題をどんどんそういう面で農業委員会だけじゃなくて、それぞれの場所場所において十分な審議をしながら、住民サービスの方に転換するという観点から進めていけばよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

坂本会長 ほかにございませんか。

委員さんの御意見の大勢が県からの権限移譲事務は積極的に進めていくべきだと、こういう御意見のように承りましたが、そういうことで議案第3号につきまして、原案のとおり決することにしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、議案第3号につきましては、 原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号、消防・防災事務の取り扱いについてをお願いいたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは、資料の12ページでございますけども、消防・防災事務の取り扱いについて御説明いたします。

新町における消防・防災事務のうち、消防団(役場班)の報酬の取り扱いについては、次頁のとおりとするいうことでございまして、この件につきましては、8月5日に第9回会議に提案させていただきまして、その後、3度にわたりまして慎重に継続協議ということで意見を交換させていただいてきたところでございます。最終で、9月30日の時点でしばらく時間を置こうということで現在に至ったわけでございますけども、この間、10月の23日には両町の消防団の団長さん以下、両町の現況の確認なども含めて意見交換をしていただきました。その結果を受けまして、合併協議会の事務局とも再度意見の詰めをしたということでございますけども、もろもろの状況を考慮していただきまして、特に13ページに改めて提案内容の詳細ということで記載しておりますとおり、よくよく見てみれば報酬は支給しない、出動手当は基準額を支給すると。ただし、被服以外の消耗品につ

いては、ちゃんと予算を確保して支給するんだということが確認できたと。そういうことであれば提案どおりでいいのではないかということで御理解をいただいたというふうに理解いたしましたので、本日、改めて協議の場に出させていただいたところでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

坂本会長 この件については長きにわたっていろいろな角度から御協議をいただき、また両町の消防団長さん方には特別にまたお話しする機会をつくっていただいて調整をなされたものでございまして、大変御努力に感謝をしたいと思いますが、本日、そういうことで概ねまとまったという判断をいたしまして、このように提案をさせていただいております。委員の皆様方で御意見や御審議はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この提案のとおり決することにしてもよろしゅう ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、議案第4号、消防・防災事務 の取り扱いについては、原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、議案第5号、新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の 取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは、資料の14ページでございますけども、新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の取り扱いについてでございます。重複しますけども、新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の取り扱いについては、次のとおりとするというものでございまして、総定数、選挙区の取り扱いともに新町において調整するということで提案させていただきました。その理由でございますけども、前回の協議の結果、約1年間の在任特例を適用して、合併時の委員さんが再来年の7月19日まで在任されると。そうしますと、その次の選挙ということになりますと任期3年でございますので、平成20年の7月ぐらいまでであろうということでございまして、この間約4年間の期間がございます。今、農業を取り巻く環境等も非常に変化が激しい時期でございまして、そういう状況を考慮いたしますと、ここでもうこういう方向しかないということを決めるよりも、改めて選挙に間に合う時期までに状況等を見きわめていただいて、新町に

おいて決定していただくのがいいのではないかということでこういう提案をさせていただきました。当然、この背景には、選挙区についていつまでも残すことが適当かどうかを考慮していただきたいという御意見が前回出たということが前提になっておりますので、その点もあわせて御考慮いただきまして御審議いただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 前回、定数、それから選挙区の取り扱いなどを決定していただきました。 2 回目以降、このような方針でやりたいということでございますが、御意見や御質疑を求め たいと思います。

森岡委員。

森岡委員 ちょっと確認ですが、今の事務局からの説明ですと、委員の総定数っていう「総」っていう字が入っていますので、どうなるのかなという気がしますけども、定数は18でいこうやということでこの間、話が出て、ほぼまとまりましたですね。そういったことまで含めて新町で調整をすると、こういう新たな提案というふうに今説明だということになるんやという気がするんですけども、そのとおりでございますか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 第1回目につきましては総定数が18ということでございましたけども、これは農業委員会の方の御意見に、応分に従って10と8ということで18になったわけでございますけども、通常、総定数を決める議論をするときには初めに総数ありきと、その上で選挙区ごとの定数を割りつけるというのが通常の議論でございますけども、農業委員会の方からいただいた提案の内容について見ますれば、現在の10人、10人という状況からの激変緩和というふうな性格もあったのではないかというふうに考えておりますので、総定数の議論をもう一度していただいた方がいいのではないかと、そういう趣旨でございます。

森岡委員 ということは、一応、18っていうものもさらに戻しておくっていう提案だっていうふうに受けとめるんですけども、そういうことなんですか。その18っていう定数を決めておいて、在任特例は使うということでいきますよね。総定数っていうのは公選の委員のことだけを言っていらっしゃるのか。(「わかりました」と呼ぶ者あり)もう一つ、推薦の関係で上限がありますよね、そういったものを含めて委員会さんに言ってるのかな、それで総定数ってやられたのかな。(「いえいえ」と呼ぶ者あり)公選の関係だけですか。

桐林次長 この議案につきましては、前提があくまでも選挙による委員だということで 進めておりますので、選挙によって選ばれる委員という意味でございます。 **坂本会長** 事務局の提案は御破算で願いましてはということで、2回目からは全く別の 発想でやっていきましょうということでございます。これは選挙による定数、それから農 業共済だとか、農協だとかちゅうのは、これは法定定数でございまして動かせんもんでご ざいますので、選挙による定数というぐあいに御理解ください。

森岡委員再度。

坂本会長 どうぞ、森岡委員。

森岡委員 ということは、在任特例を使いましょうということで、定数については新町において、それから選挙区の取り扱いについてもこれも新町においてと、こういう決定を求めてきとるちゅうことですよね。

桐林次長 はい。ちょっと流れを申しますと、合併時には来年の3月なり2月なりに選挙されるそれぞれの委員さんがそのまま20人在任されまして、それが平成17年の7月19日まで務められると。その最初の平成17年の7月に想定される全国統一農業委員会選挙のときには、総定数18、西伯町町域から10、会見町町域から8と、この委員さんが平成20年の7月19日まで在任される委員さんとして選挙で選ばれると。で、第2回目の選挙の枠組みにつきましては、その新町において新たにその総定数の比を、あるいは選挙区からの議論と今回と同じような形にまたなるかもしれませんけども、その2回目以降の取り扱いについては1回目の取り扱いに拘束されることなく、新町で御協議いただいたらどうかという趣旨の提案でございます。(「いや、それはわかる」「何だいわからん」と呼ぶ者あり)

坂本会長 要は私がちょっと整理しますと、来年の春は合併してませんから、10、10で選挙するわけです。で、20おります。この人たちが在任特例を使って、統一の選挙までは残られるわけです。で、そのころに7月にやるときが第1回の選挙です。これは18になるわけです、18人、10と8に分けてやるわけです。(「それで、2回目、その次の、はいわかった」と呼ぶ者あり)さらに先のものをということでございます。(「最初に選挙をやるのを」と呼ぶ者あり)

塚田委員。

塚田委員 質問ですけど、2回目以降の総定数であったり、あるいは選挙区の区割りを 決定するのは農業委員みずからやる、ということだわな。

桐林次長 いや、これは議会の権限、提案権は町長の方にもあると思いますけども。

塚田委員 ただ、その辺を質問しとるだよ。

桐林次長 これはもう法律上の話でございますので、通常の議員さんとかの定数と同じように、町長側にも提案権はあるというふうに考えておりますので。

塚田委員 考えておるのはええんだけど、ただその点ははっきりしとく......。

桐林次長ですから、そういうふうにできるということでございますので。

塚田委員 町長に提案権がある。

桐林次長 にもだと思います。

塚田委員にも。

桐林次長 はい。

塚田委員 にもあるし、農業委員もみずからにもある。まとまるかいな、そんなんで。

桐林次長 いや、それはですけど今と同じ状況でございますので、これはまとまらなければまとまらないということだと思いますけども。

宇田川委員 ちょっといいですか。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 そこの辺のところを農業委員会にみずからの定数を決める権限があるの。

桐林次長 いや、決める権限はありません。

宇田川委員 提案するの。

桐林次長 はい。(「そこら辺をはっきりしちょかないけんの」と呼ぶ者あり)

坂本会長 それでは、ちょっと休憩します。

〔休憩〕

坂本会長 それでは、再開いたします。

この議案について、引き続き御質疑や御意見を求めたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、原案のとおり決することにしてもよろしゅうご ざいますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。では、議案第5号につきましては、原案のとおり 決定いたしました。

非常にスムーズに議事進行ができまして御協力に感謝しますが、以上できょうの協議事項はすべて終了しましたので、提案事項に移る前に、この時計で40分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

坂本会長 それでは、再開をいたします。

日程に従いまして、5番、提案事項でございます。

総務企画部会の企画業務の取り扱いについてをよろしくお願いいたします。

事務局。

桐林次長 それでは、提案事項でございます。

新町における企画業務の取り扱いについてでございます。新町における企画業務の取り扱いについては、別紙のとおりとするというものでございまして、別紙の方を説明させていただきたいと思います。座らさせていただきます。

まず、1番目でございますけども、総合計画でございます。総合計画につきましては、 それぞれの町で現在もう策定されたものがございますけども、合併後は、いずれにしまし てもこの新町建設計画に沿いまして、再度練り直す必要があるということで、新町建設計 画に沿って新町において調整するという提案でございます。それから、その総合計画を御 審議いただく総合計画審議会でございますけども、西伯町の方は総勢15名、会見町の方 は17名ということでございます。その選出区分でございますけども、5番目の学識経験 者というのが会見町の方は知識経験者となっておりますけども、基本的には同じ枠組みで あろうということでございます。調整の課題でございますけども、まず総数が違うという ことで、こちらにつきましては多少多目の会見町の例によるということにしております。 それから、町議会の議員の方からも審議会に加わっていただくということになっておるわ けでございます。議員の参画についてどうとらえるかということでございまして、本来、 これは町長の諮問機関というふうな形になると。そこに議員が参画してるというのは、本 来ちょっと目的が違うんじゃないかということで、議員の委員は置かないことにしてはど うかということでございます。それから、5番に学識経験者という枠組みがあるわけでは ございますけども、いわゆる一般住民の方の参画についてはもっと広範に取り組んでいく 必要があるのではないかということでございまして、公募等による委員を置いてはどうか という提案でございます。それから、任期でございますけども、西伯側が2年、会見側が 1年ということでございますけども、1年というのはちょっと短いような気もするなとい うことで、2年ぐらいは連続して就任していただくのが適当ではないかということで、西 伯町の例によるということにしております。

2ページ目に参ります。国際交流事業でございます。1番目の英語指導助手の招致でご

ざいます。この件につきましては教育委員会で既に調整が済んでおりますけども、他の流れとの一連の流れということで参考までに入れております。ちなみに、英語指導助手招致につきましては、16年度は年度中途で合併ということもあり各町の体制を引き継いで、17年度以降は新町で検討して実施するということにしております。

それから、ホームステイ事業でございますけども、西伯町の方で韓国のハンリム大学とアメリカのオハイオ州立大学から招致をしております。会見町はこれに相当する事業がございませんで、西伯町の例によることとしたいという提案でございます。

それから、国際交流協会の支援でございますけども、国際交流協会でございますけども、 西伯町には西伯町国際交流協会がございまして、町の方からその活動の支援をいたしてお ります。会見町の方は準備会の段階でございますので、既に組織ができている西伯町の例 によるという提案でございます。

それから、チャリティー芸能大会を地域の外国人の方と実施していらっしゃるということで、会見町の方だけやっていらっしゃるということですが、この内容につきましては上にあります国際交流協会の事業との絡みもございますので、新町で調整するという提案でございます。

次に、地域間交流、いわゆる国内交流でございます。西伯町は関西地区の西伯町人会との交流、それから高知県佐川町との交流がございます。会見町の方は関西地区の関西あいみ会、それから関東地区の関東あいみ会との交流が定期的にございます。これ、合併をいたしました際に、向こう側といいますか、関西地区なり関東地区なりでそれぞれの町人会なりがそのまま合併するというふうなことが必ずしもわかりませんので、各町の例によるという趣旨の提案でございます。

それから、定住化対策でございますけども、西伯町では新たに土地と建物を取得して定住された方に固定資産税相当分を5年間還付する制度、要するに固定資産税の免除と同等と考えていただいたらよろしいかと思いますけども、そういう制度がございます。これは今、西伯町のみが取り組んでいるということで、西伯町の例によるということでどうかという提案でございます。会見町の区域にありましては、こういう制度の性格といたしまして、十分な周知期間を置かないと日常、不公平が生じるということがございますので、合併の協議が調った段階ぐらいから周知を始めれば、合併時以降の取得に対して適用すればスムーズにいくのではないかということで、会見町の区域にあっては合併後に取得したものに適用するという趣旨の御提案をいたしております。

それから、定住促進対策でございますけども、現在、西伯町側で東西町のマンション計画と、老人ホームの有楽苑の跡地を使いました計画がございます。こちらにつきましては、また後ほど詳細の補足をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても西伯町のみの事業ということで、西伯町の例によるということでございます。

それから、地区の活性化事業ということで、これは西伯町側はいわゆる企画部門の担当の事業ということになるわけでございますけども、緑水湖花火大会を開催しておりますけども、これは事務的なサポート等は町で行いますけども、財政的には趣旨賛同者の寄附金によって行うというものでございます。それから、会見町側でございますけども、これは今まで産業経済部会等でも何度か取り上げておりますけども、いろんな分野のイベントを10月下旬から11月23日、明日の柿の種吹きとばし大会まで一連の事業でやるということで、町の方から360万の補助が出てるということでございます。合併後は統一した対処が必要、協議が必要ということでございまして、ただ16年度につきましては計画段階ではまだそれぞれの町でやっているということもあるということでそのまま各町の例によるということで、統一的な実施については平成17年度以降、新町で調整するということでございます。

めくっていただきまして、企画部門で所管しております施設ということで、西伯町側に 西伯町緑水湖教育文化施設(研修館)というものがございます。これは財団法人西伯町の 地域振興会に管理委託をしているものでございます。

それから、西伯町旧家保存施設民俗資料館というものがございます。これにつきまして は、いずれしましても西伯町の例によって取り扱っていくということでございます。

それから、景観形成事業ということで、会見町側の方に会見町公園化・景観形成推進委員会の委員さんというのが設置されておりまして、これはいわゆるボランティア活動ということで地域の景観形成事業に自主的に取り組んでいらっしゃる。近い例で言いますれば、この前、花回廊でフラワーフェスティバル開かれましたけども、あのときに沿道にプランター等を設置されたりというふうな活動が内容ということでございます。

それから、9番の男女共同参画でございます。現状が少し概括的に書いてございますけども、西伯町側では男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画会議の活動に対し事業費補助等の支援を行っているという部分がございます。この男女共同参画会議の事務局でございますけども、現在、大国田園スクエアにあるわけですけども、ちょっと手狭だということで、別の場所に設けられないかという検討を進めておるということでございます。

推進会議、この会議は運営しておりますリサイクルショップとあわせて一体的な運営ができるところがないかということで検討中ということでございます。会見町側でございますけども、会見町男女共同参画推進会議を中心に活動しておりまして、西部地区の協議会と連携した事業等に積極的に参加してるという状況でございます。その取り組み内容がかなり違うということで、平成16年度は各町の例によって事業を続け、17年度から一体となった取り組みをするということを前提に調整するという方針でございます。

それから、両町の男女共同参画会議でございますけども、委員数は西伯町側が15名、会見町側が10名、町の補助金が西伯町側が18万円、会見町が4万5,000円ということで、西伯町では役場といいますか、体制整備、推進会議の組織強化が課題というふうに認識がなされまして、会見町の方は推進会議の会員の拡大自体あるいは住民への啓発活動が課題という状況でございます。これらの項目につきましても、17年度からは一体的な取り組みをすることを前提に、16年度は各町の例により、17年度以降については新町において調整するということでございます。

それから、男女共同参画プランでございますけども、西伯町側では平成14年度より策 定されておりますけども、会見町側ではございません。西伯町の例に従いまして、新町に おいて策定するという方針でございます。

企業誘致の関係でございます。農村地域の工業等導入実施計画書というものがございまして、それぞれの町単位でつくってあるわけでございます。西伯町では倭団地、原工業団地、会見町では諸木団地、天萬団地、これらがその工業導入の対象地域になっておりまして、それぞれ独自の取り組みをするということになっておりますけども、これにつきましてはそれぞれの経過の流れを継続するという趣旨でございます。

それから、農村地域への工業導入した場合の固定資産税の課税免除でございますけども、これにつきましては新たに課税が生じることとなった年度から3年間免除をするということで、両町ともそういう取り扱いをしておりますので、両町の制度を継続するということでございます。

次に、めくっていただきまして6ページでございますけども、これは産業経済部会で既に調整が済んでおりますけども、工場設置奨励事業ということで、新たに設置されました工場につきまして、西伯町では3年間、それぞれ100分の100から100分の30まで段階に応じて補助をする、事実上の免除、減免でございますけども、それから会見町側は全額を事実上の免除、補助ですけども免除するという規定でございまして、これにつき

ましては会見町の例によるということで既に調整が済んでおります。参考までに書かせて いただいたものでございます。

それから、西伯町側にはふるさと融資制度というのがございまして、民間事業活動に支援するための無利子資金の貸し付け事業ということで、これは利子補給の事業が平成24 年度まで継続するということで、西伯町の例によるという内容でございます。

それから、企業懇談会をそれぞれの町で取り組んでおりまして、町の負担金のあり方、 あるいは対象とします企業等の内容が違うわけでございますけども、新町において一本化 したいという方向に調整したいというふうに考えております。

それから、土地開発の、これは規制になるわけでございますけども、県の開発指導要綱の流れをくみまして、それよりさらに小さい規模の開発について、西伯町では指導要綱を設けて規制をしておりますけども、会見町には現在それがございませんので、西伯町の例によりまして規制を続けていくということでございます。

それから、コミュニティ事業でございますけども、上の西伯町のまちづくり推進助成事業と、会見町の部落公民館の新築等に対する補助金でございますけども、内容的には、西伯町側のものは地区公民館であったり、バス停であったり、対象がいささか広うございまして、その新築や改築等について事業費の50%を、50万円を上限として補助するというものでございます。会見町の方は、これはいわゆる部落公民館の新築ということでございますけども、新築についてはちょっとややこしい式が書いてありますけども、大体標準的な集落で新築した場合、80万円強の補助金になるような計算というふうに考えております。近年はちょっと適用の事例がございませんので、具体的に幾らというのはちょっとございませんけども、おおむねそういった金額という試算をしてみております。改築等につきましては、何分補助率が最終的に10分の1ですのでそんなに大きな額になりませんけども、これはちょっとケース・バイ・ケースでかなり差があるということでございますけども、新築の場合につきましては、上限が少し高くなるということになると思いますけども会見町の例によりまして、その他のものにつきましては、西伯町の例によりまして補助の仕方を調整したいというふうに考えております。

それから、中山間地域活性化交付金事業ということで、これは県の方からの補助金事業でございますけども、地域集落の総意で集落活性化の事業計画を樹立し、その計画が交付要件を満たし地域の活性化に資すると認められた場合、その集落に交付するというものでございまして、いわゆる従来の、何といいますか、集会所施設というふうなものではなく、

あくまでも活性化に資する事業に対して、町で17年の負担も含めた枠組みをつくって交付するというもので、両町とも今、対象地区あるいはその事業の負担の方法等を検討中でございまして、早ければ16年度中にも事業化になる可能性があるということでございまじて、この場ではちょっと詳細が申し上げられない状況でございますけども、それぞれの町で15年度内で決定されたものがございましたら、それは16年度中のものにつきましてはそれぞれの町のやり方で進めていく、17年度以降は新町で新たに調整した方向で進めていくという方針でございます。

それから山菜会でございますけども、これは西伯町の方で取り組んでいる事業でございますが、内容については皆さんよく御存じかと思いますので割愛させていただきますけども、その費用負担につきましては、これ主催が町なんですが、あくまでも町が呼んだ方、招待した方につきまして、全体で10万5,000円の負担をしていると。それ以外の費用はすべて一般の参加者の負担ということで実施していくということでございます。これは西伯町の例によるという形の提案でございます。

それから、新エネルギーの開発の分野でございますけども、西伯町の方でビジョンの策定事業を現在進められております。これは新エネルギー開発機構という、いわゆる国の外郭団体でございますけども、そちらの方から、全額で700万円ございますけども、その資金援助によりまして今計画を策定する段階でございまして、その後に重点支援事業を行う、あるいはその具体的な可能性を探るという流れに、一連に続くその初期の段階の取り組みを今しているというところでございます。これにつきましては西伯町の例によるということでございます。

概括的な説明をいたしましたけど、何点かにつきまして、詳細を補足しておきたい部分がございますので、西伯町の森岡企画政策課長の方から補足させていただきたいと思います。

森岡課長 そうしますと、西伯町の企画政策課長、森岡でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきますが、3ページをおめくりいただきたいと思います。

5番目に真ん中のところにありますけども、定住促進ということで東西町マンション計画並びに有楽苑跡地の利用計画というものを上げております。それにつきまして、ちょっと詳細説明をさせていただきたいと思います。

まず、アクロ跡地の利用計画についてでございますが、現在、町としましては、若者定

住促進などによりまして地域の活性化は進むものと考え、この事業を推進しております。 これの起こりは平成14年1月21日にアクロの社長から廃業の報告がありました。その ときの申し出には、跡地につきましてはこの造成地、最初からのおつき合いで長年お世話 になりました西伯町に有効活用を図るとし、とのことでございまして、これをどのように 活用が図られるのか、内容を検討してまいったものでございます。

一つには、先ほど言いましたようなアクロさんからの要望があったこと。それから2つ目には、町の玄関先でありこのまま放置されることが許されないこと。それから3番目に、空き工場での状況での放置は周辺環境が非常に悪くなるということが考えられます。4番目に、都会から見れば土地代は安く、迷惑施設の進出の可能性があるというような、資本的に大阪が本社の会社がございますんで、都会の資本から見れば安いというような形が考えられるということでございます。それから、この不況の社会状況の中で、新たな工場を活用するような会社を探すのは困難なこと。それから、住宅地内であります。そこにまた工場を持ってくるというのは適さないと判断をしております。それから、7番目としまして、人口増によりまして町の増収が図られること等を勘案いたしまして、限られた時間の中ではございましたが、最終的に住宅地としての活用しかないという結論になって取得したものでございます。

それを受けまして、これは町の方が以前に大国田園ハイツという造成地を西米商事さんの方にお願いをしてつくった経過がございまして、その西米商事さんの方にこの土地につきまして打診をしたところでございますが、なかなかこの敷地全体の中の7割程度しか利用できない状況の中、そこに個人分譲をかけても採算に合わないということもございました。それともう一つは、東西町にはまだ空き地がたくさんある状況でございますので、個別住宅用地は確保されているということで、その結果、個別住宅はあきらめまして、西米商事さんから熊谷組を介しまして姫路リアルティーを紹介され、今計画中の定期借地権つきマンションの提案を受けまして、今事業を進めておるところでございます。用地の取得につきましても、アクロさんとたび重なる折衝のもと、当初は高い要求額がございましたが、これを半額に近い単価に下げることにお互い妥協しまして、公示価格11万円になりますがその半額以下の4万8,000円、平米に直しますと1万4,520円で確認をし、5月16日に確約をし、7月2日に購入したものでございます。また、この事業の実施につきましては、土地の取得はできたが実施ができないというようなことがないように、姫路リアルティーさんの方からも事業を確約しますというものをいただきながら、5月16

日に議会全員協議会におきまして、若者定住を目的とした一般定期借地権つき分譲マンション事業を旧アクロ土地で計画したい旨の説明をいたしまして、了承をいただきました。6月議会で土地購入の議案を提出し、議決をいただき、7月2日購入をしたものでございます。今まで事業を推進しておりますが、全国的に少子高齢化が進む現在、西伯町にとりましても若者定住施策は必要不可欠なことであり、また東西町地区の活性化を含めましてこの計画を樹立したものでございます。それと、今、新聞紙上をにぎわしておりまして皆さんには御心配をかけておりますけども、この土地取得につきましても、県から総務省へ問い合わせをいただいた経緯がございますが、そこで何ら問題ないという旨の回答をいただいておりますので御報告させていただきます。

それから、計画概要でございますが、これは先ほど申しましたように、町の土地に民間業者が定期借地権で事業展開を図るということでございまして、民間事業者はそこに分譲マンションを建設し、個人に分譲するものでございます。1期と2期とに分かれておりまして、1期が6階建て30戸、これは6階建てから5階、4階、3階建ての階段状になる建物でございますが、それが30戸でございます。2期工事としまして、その南側の方にテラスハウス棟ということで3階建ての16戸を建てまして、合計46戸を建設し、個人に分譲するものでございます。

面積の関係ですけども、全体に9,362平米ございます。その中で定期借地権用地としましては3,518平米、残りにつきましては駐車場、公園、それから今、社会福祉協議会によりまして事業を計画していただいております託児所を用意し、それから防火水槽用地等に使う予定にしております。

それから、事業効果としまして議会の方に御説明しましたのは49戸というものでございましたが、3戸ほど減りまして、その49戸のときは1,940万ぐらいのことの説明をさせていただきましたが、46戸で再計算しますと1,810万ほどになります。ただ、この端数につきましては概算のものでございますんで、大まか100万単位、1,800万以上のものが事業効果として上がるというものでお考えいただきたいと思います。収入の大きなものとしましては定期借地権料が入りますし、それから人口増、46戸、3人としますと大体140人ほどふえます。そうしますと、交付税の増額分が見込まれますし、町税の固定資産、それから住民税の町税の収入の増いうものが図られます。それから、駐車場使用料というものも入ってまいります。支出の方は土地取得費、これが1億5,17

4,300万がかかってまいります。その合計をしたものを年間に直したものが1,81 0万ほどになるということで御理解いただきたいと思います。こういった人口増が図られますと、地域の活性化が図られるものと考えております。

続きまして、それから6月に債務負担額ということで、先ほど申しました1億5,17 2万7,000円というものを議決していただいております。

それから、2番目の有楽苑跡地利用構想についての点でございますが、これは4月に完成しましたゆうらくの移転に伴いまして、旧施設が今年度取り壊されることになりました。跡地の利用計画を定め、有効な活用を図ることが急務となっております。この跡地につきましては、西伯町の所有地となっております。計画概要でございますが、今まで施設用地として活用してまいりましたので、宅地として整備を行いまして、定住対策を推進するものでございます。それと、計画に当たりましては、公民館用地の確保に困っておられます地域住民の方にも利用していただける計画というものを心がけております。

敷地の総面積でございますが7,800平米ございまして、一つには公共用地、これには広場、緑地、公民館用地というものを約1,400平米充てるようにしておりますし、個人分譲住宅用地としまして15区画、これは3,900平米を充てております。それから、賃貸住宅用地、これが今計画してるものでございますが、3階建て12戸を予定しておりますが、これが1,300平米、その他道路敷等1,200平米、合わせまして7,800平米を計画するものでございます。

事業効果の方としましては人口増の方、12戸、これアパートでございますので1人、それから15戸掛ける平均ということで65人の増を見込んでおりまして、交付税の増額、固定資産税、住民税等の増額、合わせますと、年に直しますと1,060万ほど増収を図るということを考えております。支出の方につきましては、これは道路整備、上下水道の整備等はございますが、これは分譲価格の方でのお話になりますので、この事業効果の中では勘定をしておらないことをつけ加えさせていただきます。これも人口増に伴いまして、地域の活性化が図られるものと考えて計画してるものでございます。事業費としましては4,090万ほど、その跡地の方につぎ込むというような計画でございます。以上でございます。

坂本会長 長々と説明させていただきました。提案事項につきまして、皆様方の御質問いただきたいと思います。

板委員。

板委員 7ページ目のコミュニティ事業とあるんですけど、その中で会見町が公民館という表現がしてあるんですけど、これと西伯町の集会所という自治公民館といいますか、そういったものとの区分けといいますか、そこら辺はどうなっとるんかなということをちょっと質問させていただきたいんですが。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 基本的には集落で使われるものですので、名前の集会所、公民館、これは一 緒なものだというふうに考えておりますけども。

板委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 済みません。総合計画の関連でございますが、1ページ。新たな提案の中で、公募等により、いわゆる学識経験者に当たる住民代表のような立場の人を入れるという部分でございますが、これは公募をされる場合に数が相当多くになると選考の方はどういうふうな算段をされるかということをちょっとお聞きしたいと思いますし、それからそういった新しい審議会の委員さんによって、新町の第1次総とも言うべき総合計画が練られると思うわけでございますが、そこに至るまでの現在の両町の総合計画関連の作業というのは、これはずっと進められていかれるものか、ストップされるのか、その辺はどうでございましょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず、最初のお尋ねでございますけども、委員会自体の規模は会見町の例によるということで、17名程度というふうにさせていただきたいと思いますけども、この前提といたしまして、議員委員は置かないということになっておりますので、それと知識経験者なり学識経験者なりと、岡田委員さんの御質問では知識経験者をということでありますが、ちょっと段を同じところに書いてしまったんですが、それと別に全体として住民の参画が足りないという趣旨でございますので、今の議員さんの人数程度が公募の委員ということでおおむねよろしいんじゃないかというふうに考えております。ただ、その選定方法につきましては、具体的にまだそこまで議論をいたしておりません。

それから、総合計画の関係の方が……。

坂本会長 現在の委員はどのような今後活動をしていくかいう。

岡田委員 いや、現在の両町の総合計画というのは一時ストップされるのか、ずっと新

町誕生までは続けていかれるのかどうかということです。

桐林次長 ほかの合併協議会では必ずしもそうではないんですが、この協議会におきましてはまちづくり計画自体の内容を両町の現在の総合計画の中から主要なものを抜き出して議論をしていただいたと。その流れの中で、主要なものは引き継がれていくというふうなことでございますけども、いずれにしましても内容は継続されるということではありますけども、いわゆる新設合併、対等合併の方策によって新しい町ができるという建前から考えれば一度はなくなると、今の計画自体は手続上はなくなるという流れになります。実質的にはかなりの部分を新町のまちづくり計画に引き継ぐという流れであるというふうに御理解いただけたらと思います。

岡田委員 はい。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 このホームステイ事業の、2ページですけども、これには金は全く町としては出しておられませんか。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 ホームステイ事業でございますが、これは平成14年、町の方がやっております。これは、合計しますと、2つ合わせますと61万6,000円経費をかけておりますので、半分30万、30万ぐらいなものということで御理解いただきたいと思います。(発言する者あり)町費を使ってでございます。ちょっとお待ちください。今、ちょっと細かい数字を持っておりませんけども、ホームステイを受けられる方に2万円お支払いをしております。それで20万になります。それから、10日間の間にいろんなところに行きまして、基本的には自分の分につきますものは、ホームステイの方が負担されますし、公共的なものにつきましては町の方で負担するというふうな考え方でございます。一部、一部っていいますか、大分なところは個人、来られた方が負担する、それ以外に、どこかに行きまして入場料なんかは個人が払いますけども、そのバスの借り上げとか、そういったものにつきましては町の方が負担していくということでございます。

坂本会長 よろしいでしょうか。

宇田川委員わかったようなわからんような説明で。

森岡課長 基本的に30万ほどかかりまして、その中の20万については、10人来ますんで2万掛ける10で20万については、ホームステイを受けられた家に謝礼を払います。それから、10万円につきましてはバス代とか、それから教室っていいますか、講習

会といいますかね、日本文化の交流、講習といいますか、そういうものをやります。そういったところの先生の謝礼であったり、材料費だったりというものでございます。それから、それ以外の食事代とか、それから入館料とか、それぞれ個人で払うべきものについては個人で払っていただいとる、その合計が約30万ということで御理解をいただきたいと思います。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 済みません。今のホームステイに関連しますけども、そうしますと西伯町の 町内で受けておられるわけですよね、この。そうすると、1996年からっていうことな ると、延べにすると大分のおうちがそれにかかわってこられたっていうことですかね。わ かりました。

坂本会長 よろしいですか。

橋谷委員 はい。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 3ページのさっき説明を受けた定住促進、それの有楽跡地なんかの説明受けましたが、その町有地の中で何か公民館用地に利用するっていう言葉が出ましたけど、それはどういうことですか、公民館用地に利用するっていう意味合い。

森岡課長 公共用地としまして1,400平米戻します、その一部を使って、公民館用地としてその集落の公民館を建てるというような計画でございます。

梅原委員 それは町がですか。

森岡課長 町が建てるものでございません。町は土地を使っていただくというもので、 基本的にはその集落の方が建設費は負担をして建築をするというものでございます。

梅原委員 町負担はないということですか。

森岡課長 建設にかかわりますものにはございませんけども、その建設に携わりまして 事業ということになりますと、一応制度負担といいますか、そういうものが発生すると思 いますが、直接ここに発生するものではございません。

坂本会長 梅原委員、わかりましたかいな。遠慮せずにわかるまで聞いてください。

梅原委員 わからんけんね。

坂本会長 もうちょっとかみ砕いて。

森岡課長 この地内は倭地内というところに有楽苑が昭和45年から建っておりまして、それから倭地内というのは病院が建ったり、それからやまと園が建ったり、公共施設

が非常に多くあります。そういった中で、土地というものが非常に少ない。公共用地の方に尽くしたということがございますので、この有楽跡地の一部を使って集会所用地に充てるというものでございます。

それから、公民館建設につきましては、何ページか、一番最後の方のページに出てきたと思いますけども、7ページの中山間地域活性化交付金事業というものを今、県が取り組んでおられまして、その事業計画の中で活動拠点基地として公民館を建てるという計画をなさると思います。そういった中での制度的な負担というものは出ますけども、そこを建てることによる負担というものはございません。

坂本会長 どうぞ。

梅原委員 公民館の方はわかりますがね、利用されるこの住宅ですか、これは12戸と 15戸とありますが、ここらあたりが利用するということですか。

森岡課長 その公民館をということですか。

梅原委員 はい。

森岡課長 いや、これは倭地内の全域。

梅原委員 倭地内の全域。

森岡課長 今、48ありますし、それから15戸、アパートにつきましては12戸が入るというふうなわけではございませんので、その世話人さん1人というふうなことでのカウントになると思います。

梅原委員 48戸ね。

森岡課長 48プラス15プラス1という64戸分ぐらいの戸数に。

坂本会長 既存集落の皆さんと新しく来た皆さんが一緒に利用するということでございます。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 今の東西町のマンションとこの有楽苑、これいつの完成の予定ですか、次年度か。

森岡課長 東西町につきましては、来年の10月末に完成をします。これも1期、2期ともに10月末の完成でございまして、若干着工時期はおくれると思いますけども、今報告を受けております、協定をしております部分でいきますと、10月の30日に完成すると、11月の15日に入居をするということにしております。

それから、有楽苑の跡地でございますが、先ほど説明しましたように、まず賃貸住宅1

2 戸を建てます。これは 3 月の 2 0 日、 3 月 いっぱいで完了して、 4 月 からの入居に間に合わせるということで......。

宇田川委員 16年の。

森岡課長 ええ、16年3月、今年度いっぱいということです。16年3月いっぱい に建てるということにしております。

梅原委員 それは来年度ですな、16年の3月いや

森岡課長 16年の3月です。

梅原委員 ああそうか、わかった

森岡課長 4カ月先ですよね。それから、それは1,300平米でございまして、以外の広いところにつきましては今は病院の関係で、病院の駐車場が2年ほど建設の方に使われますので、その間は病院の駐車場として使いながら整備され、取り壊しが済んで、そちらの方に駐車スペースができた段階で分譲をかけてもらいますんで、それは2年後の7月以降に分譲をかけるというふうにしております。

宇田川委員 もう一つね、再度同じところですけど、例えばその倭地区に公民館用地として提供するというのは用地の借地料としてはどのように考えておられる。

森岡課長 借地料としてはいただかないことで考えておりますけども。

坂本会長 森岡課長、この跡地をどのように、だれが、それから今の原工業団地の関係 もありますが、あれもちょっと話しておいてください。

森岡課長 賃貸住宅建設でございますけども、これにつきましては、土地につきましては一般定期借地権ということで50年間の期間にしておりますが、そこを提供いたしまして、特に希望する事業者の方に提案をしまして、そこで事業者の方、7社に公募をかけておりまして、その中で一番条件のいい事業主さんの方にさせていただいて、その土地に事業主さんの方で事業を展開していただくということにしております。それから、この12戸というものでございますが、これは……。

宇田川委員 ちょっと聞いちょることと答えちょうなることが違う。

坂本会長 いえ、僕がそれを話しちょけって言いましたけん。

宇田川委員 ああそげか。

森岡課長 済みません。それで、そこの12戸に至った経緯でございますが、これは来年の4月にNOK、本社が藤沢工場が西伯の方にラインを移し、今ありますのが、鳥取ビブラコースティックが中国の方にラインを移すということで、すぐにNOKさんが進出さ

れます。そこには100人程度の人が、それに伴いましてこちらの方に来られるわけでございますが、今は町の方としてはそれを受け入れる受け皿がないということでございまして、このままでいきますと全部が米子の方に入っていくという状況でございます。それから、NOKさんの中でもやっぱり近くの方で住みたいわという方もおられまして、その数が12名程度ということで、12戸を計画したところでございまして、入っていただいた方がやっぱり西伯で居を構えていただくということが大事なことと思っております。そのための事業ということでこの事業を展開しているところでございます。御理解いただきたいと思います。

宇田川委員 聞いてるのはね、公民館の建てる土地を無償で提供するっていうのはね、例えば西伯町の場合、全部の部落公民館が全部町有地なのかということも含めて、なぜ無償で土地を提供するのか、借地料はいただかないのかという質問をしたわけ。そしたらいただかないと言ってましたけど、その中身を説明していただきたい。

坂本会長 総務課長、あんたが答えて。

藤友課長 そうしますと、私の方からお答えしたいと思います。

その土地につきましては、基本的に倭地区は従来から、先ほどちょっと森岡課長申し上げましたけれども、病院とか公共施設の用地にかなりの土地を提供していただいております。最近では、また病院の建てかえ用地で現在の建物の南側、役場、法勝寺側も新たに取得をさせていただいたということがございます。それから、公共下水道の処理場の用地、これもグリコの南側にかなりの面積を取得をさせていただいて、そういったような経過もございまして、それからそういう公共施設以外にも鳥取グリコの用地、これについてもかなりの関係者の方の土地の御提供をしていただいたということで、今現在はそれぞれの土地の所有耕作面積といいますか、そういったことは非常に小面積になったということで、そういったような状況の中から新たな用地を取得をしてされるというようなことは非常に土地の確保の観点からしましても困難性があるというようなことがございます。特に有楽苑の建設当時にも100%、倭地区の皆さんに土地の提供を好意的にしていただいたと、そういうような経過を踏まえまして、土地については無償で使っていただくと。ただ、建物につきましては、それぞれそういう事業を集落が展開をされる中で取り組んでいただこうというような考え方で、一応土地は無償という考え方で御理解は賜りたいというふうに思います。

坂本会長 よろしいですか。

宇田川委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 1ページの関係でございますが、総合計画に西伯町、会見町、それぞれ着手されまして、計画期間ということでの基本構想の中で、西伯町が11年から20年、会見町が9年から18年、あるいはその基本構想の計画段階でも若干ずれがあって、それぞれ中身がこの中身として統一的なものはなかなか出しにくいわけですが、ここを一たん一つ継続しながら新町においてまた調整を図っていくというような格好なんですけども、そのあたりを具体的にどういうふうにすり合わせしていくんか、若干年度的なものが違っておりますので、そのあたりの考え方を今ちょっとお聞きしておきたいなというふうに考えているところです。

坂本会長 事務局。

桐林次長 総合計画のすり合わせということでございますけども、西伯町の方に のところの一番下に、財政計画等を年度別にローリング方式により策定という言葉がございます。これは要するに各年度の結果を見て、その結果で多少の修正を加えていって全体的な整合性をとっていくというふうな手法でございますけども、そういうことを踏まえまして、いずれにいたしましても計画が計画どおり100%いくということが理想ではございますけども、なかなかそういう状況にございませんので、各年ごとに見直しをしながら進めていると、計画自体の見直しも進めているということでございまして、構想とか計画は中・長期ということで5年なり10年ということがあって、それがさらに各町で違っておりますけども、合併した時期をとらまえまして、現況にかんがみてそれぞれの進捗状況に合わせてまた見直すということになろうかと思っておりますので、16年の合併ということであれば、例えば17年度からの新たな中・長期計画というふうな形でやっていくということでございますので、基本的にはある年度というのがひとまず御破算という形が基本になろうかと思っております。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 今御説明いただいた中身については理解はできるわけですが、それなりにこれ、例えば会見町の例を見ていきますと、5年間を見ながら策定した考え方を持っておるわけですね、1回それを継続をしながらこれを発展的に解消するというふうな形なのか、あるいは一たんこれを打ち切りながらもう一回新町において調整をしていくとか、いう方

法論だと思いますけども、そのあたりはどのようにお考えなのかということを聞いておき たいと思います。

坂本会長 会見町。

桐林次長 先ほど申しましたローリング方式といいますのは、達成状況をそれぞれ確認しながら、この計画は物によってはもっと充実していきましょうとか、物によっては、あってはいけないんですけども、やめましょうとかっていうふうなことも含めて、常に見直しをするということでございますので、中身自体、基本的に全部打ち切るということではございません。いずれにいたしましてもその評価なり、経過の確認をしながらその内容に応じて見直しということを常に、基本的にはそれがローリング方式ということでございますので、枠は枠として中・長期という期間を定めるわけではございますけども、それが未来永劫そのまま、達成しなかったものについては評価をした上でどうするかということが常にあると。ですから、達成度合いによって次の5年間にまた繰り越していくものもあれば、打ち切るものもあればという逐次の見直しが前提になった計画が立てられておりますので、期間はあくまでも目安ということで、中身については毎年毎年見直しをしていると、そういう計画であるというふうに御理解いただけたらと思ってます。

佐伯委員 そうすると、ローリング方式ということで会見町の例をちょっと出したわけですけども、会見町もそういう方式によってやっていくという考え方で理解したらいいですね。

桐林次長 基本的なのものはすべて、何ていいますか、経済的な目標の立て方ではなく て、常にその実情を確認しながら、それに合った実効性のあるメニューに乗せていくとい うのが基本方針になるというふうに考えております。

佐伯委員 要するに、今現在出ております両町の構想について、それを引き続き実践を していく方針ということで理解していいですな。

桐林次長 そのように御理解いただきたいと思います。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 済みません。一番最後のページの新エネルギーについてですけども、もし今公共の施設の中で計画などありましたらお聞きしたいですし、それから一般の住宅でどの程度いろんな、太陽光発電とか入っているかいうことがもしわかりましたら教えてください。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 太陽光の発電がどれぐらいあるかということにつきましては、ちょっとそれをまとめたものはございません。

それから、今後、建設される公共施設にそういったものがどうにも置かれないというこ とでございますが、これも一回、ゆうらくの建設のときに地熱利用というものを検討をし たことがございますが、これは水源池の上の方になりますので、その水源に影響を与える ということで断念した経過がございます。また、今度の病院建設もございますので、そう いったものに新エネルギーというものが使えれば非常にいいなと思いますけれども、まず 15年度、ビジョン策定事業というものは、西伯町に今ありますものの中で新エネルギー としてどういうものが使えるかというものを検討するものでございまして、さまざまなス タイルがあったり、いろんな水源の差があったりして、いろんなことを検討してまいりま す。そういった形でやっぱりビジョンをつくって、そのビジョンの中にそういったものが 託され、それを16年、17年、こういったことでやりましょう、それが今度は17年に はモデル性や経済性や実効性を持ちながら、やれるかどんなかというものをやりながら論 議をしていきたいという物の考え方の中の第1段階でございますので、なかなかそういっ たぽんとそういったところに持っていくということが難しいのかな、既存にあるもので対 応ができることが基本での町のビジョン策定でそいつを絡め合わせるというのはちょっと 今の段階は難しいのかなと。ただ、視点としてこの新エネルギーなり、新エネルギーとい いますか、そういったものを使いながら、環境に配慮したような姿勢は必要だろうと思っ ていますけども。

橋谷委員 よくわかりました。

坂本会長 よろしいですか。

橘谷委員 はい、済みません。

坂本会長 秦委員。

秦委員 7ページのコミュニティ事業の関連でございますが、ちょっとコミュニティの拠点となるのはやっぱり地区の集会所等が一番利点があると思いますが、もし地区の公民館が老朽化した場合、建てかえする場合、単独町事業ではこっちがメリット少ないようで、なかなか財源に懸念があって難しいと思います。そこで、我々考えるのが、やっぱりここへ載っております中山間地の地域活性化交付金事業、県の交付金事業っていいますか、それぞれ集落に交付すると文書に書いてあります。だから、今、対象地区は検討中ということでございますが、役場の方のいろいろな説明資料等によりますと、2分の1の補助額が

県から出るようでございまして、上限額が1,500万円程度と大体聞いております。そうした場合に、県の交付金があって、もし地区に集会所があった場合に、いろいろ先輩諸氏が苦労されております。年間の全体計画の策定なり、それから実施報告なんかの義務立ったことがあるとは思いますけど、その辺が取りつきやすいか、なかなか一般の集落でこの県の事業が取り組めるものか、その辺の難易度の辺をちょっと担当課長さんにお聞きしたいと思います。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 これは中山間地域活性化交付金事業でございますが、この対象となる事業というものでございますが、これは書いてございますように、地域の集落の皆さんが地域を元気にするために取り組む活動や事業を支援する制度でございますので、非常に考え方によっては取り組みやすい事業だと思います。

まず、その地域がございます。そこで、いろんな課題や問題点がございます。また生かせる特色、いろんなそこに主題がございます。そういったものをきっちり把握して、それの課題を解決するのにこの事業を使っていく、そういった計画の中で、やっぱり地域との交流も図りたいと、やっぱりこの地域にある文化を大事にしたい、そげするためにはこういう活動が必要だ。それから地域との地域間交流なりというのを図りたい。そういったときに、やっぱりその活動をするためには拠点になる施設が必要だなというような位置づけでその施設を整備をされれば特段問題はない部分だと思いますが、その逆に、この箱物が必要だけん、こういう事業を生み出しましょうというものでのお考えがあれば、これは非常に難しい事業になると思います。そういった説明を今、倭の方に出かけておりますけども、説明をさせていただいて、やっぱり自分たちがこの事業を利用してその地域を活性化させるということが最初で、本当に、言われたけんした、というのは長続きもしませんし、結果は悪いことばっかりが出てくると思いますので、そのようなことがないようによろしくお願いをします。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 関連質問でございます。これは全く新しい事業のように聞いておりますけど も、どうですか、これ実際の住民の活動そのものに助成が可能であるのかどうか、施設設 備に限られておるかどうか、その辺ちょっと。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 これはどの施設を整備せないけんというものではございません。やっぱりそ

こで地域活性化計画というものを立てます。その中にやっぱりそういう拠点施設というのも入れ込まれれば当然そういうこともできる。そういうものは要らないよと、今あるものでやっていきますよと。ただ、もうちょっと違った活動で、やっぱりこの活動をするのには施設じゃなしに設備の方ですね、文化伝承とかそういったことで、やっぱりちょっとビデオ関係、記録するものがないけん、そういったものを使いながらやっていきましょうというのは可能で、そういうこともできますし。それから、これはその集落が母体となって動く事業でありますので、限られた人数の方でやっていくという同好会的な部分ではちょっと対応ができません。これは集落がこの事業を使って、その集落を活性化するというのが大きな目的でございますんで、ただ箱物が必要だという意味でのことじゃなしに、ソフトな部分も十分考えられますし、それからソフトな部分の活用をするための備品的なものも大切ですし、その活動をやります拠点施設といいますか、集会所的なものもやれますが、これにつきましては県の方がその事業採択といいますか、認定といいますか、が必要になってきます。そこにはその事業計画について、これは鳥取県の中のいろいろなところからいろんな計画書が上がりますんで、それを県の方で採点をしながら、やっぱり高いところの部分を採択していくということでございますので。

岡田委員 要綱なんかを見ればもう大体わかりますね。

森岡課長 はい。それでですね、多分会見町さんも一緒だと思いますけども、こういった事業の説明に今、県民局の方も説明に回らさせていただきたいというようなこともしとりますので、町としましても一緒になってこういうものを進めてまいりたいなと。今後の地域自治といいますか、そんなことをお聞きになると思いますけども、やっぱり地域の方に自立してもらって、地域のことは地域でやっていくんだということで、やっぱり地域の事業として取り組むというこういった事業は今後ますます盛んになるものだろうなというふうに思います。

岡田委員 重要なポイントかと思いますので、わかりました。

坂本会長ほかに。

磯田委員。

磯田委員 3ページですけれども、緑水湖の花火大会は去年からでしたね、寄附によってするようになりましたのは。それから、会見町の方は富有の里の会見町まつりの実行委員が360万円出ております。これを17年度以降は新町で調整するというふうになっておりますけれども、この360万円出ている中でそういった寄附とか、そういう格好の中

で調整をするっていう意味合いでしょうか、どういう意味合いでしょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 これにつきましてはやるやらない、それから個別のイベントの経費のあり方、一応ゼロに戻して検討するということが基本になるのではないかと考えております。聞いたところによりますと、費用対効果の見直しが必要な部分も会見町側にもあるというようなことも伺っておりますし、仮に町が出すにございましても、もう少し費用を減らすことが可能な部分があるんじゃないかという声もあるようでございますので、一度ゼロベースに戻しての検討をするということで御承知いただきたいと思います。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員。

福田委員 一つだけお願いします。

4ページでございまして、旧家保存民俗資料館の関係でございます。私は西伯町ですからよく実態がわかっておりまして、現況上はこういうぐあいやないかなあと考えているわけでございますが、実態というものが非常に西伯町内部でも今日まで議論してきたいきさつがございまして、あの周辺施設の公共施設として合併後にどうしていくかということも基本的にはやっぱり部会の中での論議があっただろうかなという思いがいたしておりますんで、まずはその辺の実態についてどのように部会の方で御理解がなされただろうかと、この辺があったかなかったか、1点だけ。

それから、私は西伯町の者ですから、願わくば今日までの町内での議論からすれば、やはり効果的に活用するという方法は、一つはきちっと改修、改善をしてあの場で活用できるかどうかということ、もう一つは移転等を踏まえた活用方針、2つのものが考えられるわけでございますが、そういう議論も含めてあったのかどうか、その経過の中のお話をいただきたいなと思っております。

坂本会長 事務局。

桐林次長 福田委員さんの御指摘のとおり、あり方自体のことの面につきましても、西伯町の例によるという裏側には、施設のあり方自体をどうするかも含めて今、西伯町の方で考えられておることを引き継ごうというような意味での西伯町の例によるだということで、お尋ねをいただいたらお答えしようというところまで、実は打ち合わせをしておりました。ですから、例えば、今は今の西伯町域の中での施設ということでありますけども、合併後の新町域全体を見回してどこかふさわしいところに移すようなことを、これは具体

的にどうこうというわけじゃありませんけども、そういう広い視野での活用方法とかも含めて検討するということになる可能性もありますけども、基本的には今の西伯町内での議論を踏まえたあり方の流れで西伯町の例によるということであるよということを確認いたしております。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 そこから先は新しいことですので。(「どうしようもない、終わり」と呼ぶ 者あり)

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 ここを一遍、私どもは利用させていただいて、ええところだわいと思って随 分感心しておりましたけどね、現在は結局余り使用がないわけですか、利用が。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 今、現状を申しますと、非常に荒れておりまして、地震を受ける前から若干、管理の方が不行き届きになっておったですけども、最初はそこに山菜、中谷園というそば屋さんがありまして、そこに管理を委託しておりましたが、その組織体の方がちょっと思うような活動ができないようになっておりまして、その辺から管理が行き届かないということにあわせまして、平成12年ですけども、地震がございまして壁が落ちたり、そういったことでほうっておいたということがございまして、今屋根の方が大分、何ていいますか、棟といいますか、棟が下がって、今シートをかけておりますが、シートも非常に見苦しいものでありまして……。

岡田委員 わかりました。(笑声)

坂本会長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で総務企画部会の企画業務の取り扱いについては終わりたいと思います。

日程に従いまして、6番、報告事項に移りたいと思います。

事務局。

奥山室長 17ページをごらんいただきたいと思います。報告事項の第1号でありますが、住民アンケートの集計結果、これは第2回目でございますが、新町名候補への意見及

び合併後の新町のあるべき姿について、両町住民を対象とする住民アンケートの集計結果 (第2回)を別紙のとおり報告するものでございます。

報告事項の別紙をごらんいただきたいと思います。前回、報告させていただいたのは単純集計ということでございまして、今回はクロス集計ということで分析をさせていただいたところでございます。

まず、1ページ目の新しい町の名前についてというとこでございますが、これにつきましては3部に分けておりまして、住民アンケートのときには19候補でアンケートをさせていただきましたが、その後、6候補に絞ったということで欄を分けさせていただきました。町別の割合でどういう希望があったのか、また2番目は年代別、10代から70代以上の方でそれぞれ分けてみたところでございます。それから次に、2ページはぐっていただきまして、これは年代別にどういう選定といいますか、されたかということでございます。

次に、コミュニティバスの運行ということでございますが、これにつきましては町別なり、また免許を持っておられるか持っておられないか、年代別というようなことで調査をさせていただいたところでございます。それから、あなたの自宅からの主な移動手段は何ですかというようなことで、免許の所持者、不所持者の割合ということでありますが、免許不所持者で自分で運転する車という方が1名ありまして、これは間違いだかもしれませんし、電動の車いすなり持って乗っておられるんじゃないかというふうに感じたところでございます。また、年代別での割合で個別に調査したというようなところでございます。さらに、はぐっていただきまして、今後の項目別の年代の割合いうようなことで線引きをさせていただいたところでございます。次に、コミュニティバスの運行を希望されますかというようなことで、これも同じような内容で調査をさせていただいたところでございます。

それから5ページでありますが、地域情報化の推進ということで、CATV、ケーブルテレビの整備を希望されますかというようなことでありまして、町別の割合、年代別の割合、項目別の年代の割合を分析させていただいておるところでございます。

最後に、あなたはインターネットを利用されていますか、利用年数はどれくらいですか というようなところで、それぞれ町別、年代別、項目別で分けさせていただいたところで ございます。

あとは今後のまちづくり計画の参考にしていただいたらというふうに思っております。

委員の方達の中でまたこういうような分析をしてほしいというようなことがありましたらまた教えていただければ分析をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 クロス集計をした結果を報告しましたが、この件について何かありますか。 「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、次、行きたいと思います。名称に関する参考資料について。

事務局。

桐林次長 前回の協議会から昨日までに3件の御意見をいただいております。

まず、資料の18ページのところでございますけども、電子メールでいただいたもので、 一部ちょっと文字化けをしておりましたところは私どもの方で補足をさせていただいてお ります。もし、違ってたら御容赦をいただくということで読み上げますけども、新町の名 称について第3次選考までいって、最終段階に入ったようです。県外に暮らしている者と して一つ意見を言わせてください。現在、日本全国で合併が行われているようです。新町 の名称にはそれぞれの思いが込められていると思うのですが、できますれば全国でここに しかつけられないという名前にしていただきたく思います。西伯町、会見町に住んでいれ ば会西町でもよいのかもしれませんが、これは両方の文字をとってつけただけなので重要 な意味が込められているとは思えません。美里町、美郷町も美しい名かもしれませんが、 全国どこにでもつけられる名だと思います。会見町は鳥取県の歴史上重要な名称であるこ とはわかりますが、日本全体から見ますと、その歴史の事実はほとんど知られていません から、やはり何の意味がある名前なのか理解はされまいと思います。ということで、この 候補から選ばなければならないとしたら、西伯耆町しか全国にアピールできる名前はない のではないかと思うのです。何せ全国の中でも知名度の低い鳥取県、そして旧国名伯耆も 出雲や因幡の陰に隠れた存在です。そこで、新町名にこの名前をつけて、全国に名前を知 ってもらえるよう特色を出していただけたらと思うのです。参考までに考えていただけれ ばと思うのです。括弧しまして、いっそ山陰町にした方がよかったか。

それからお手紙が、はがきをいただきました。それ、「三」というのは候補の番号で、3 という意味で南部町。溝口・岸本が伯耆町に決まり、広域連合にも使用してあり、ゆかり のある地名だからいいと思うというものでございます。西伯町の町民というふうに記載が してございました。 それから、昨日、私どもの事務局に書簡を御持参いただきまして、追加1ということで 別紙を皆様のお手元の方に行ってると思いますけども、新しい町名に関する私見というも のでございます。

新町の名称の決定に当たっては、町民が誇りとしてその名のもとに力を合わせ、新町の発展に意欲をかき立てられる町名を第一義として検討いただきたい。名は体をあらわすとも言います。郷土の歴史的背景を踏まえ、かつ語呂がよく、優しい響きの町名を希望します。あえて最終候補6点から選ぶとすれば、私は会見町を推薦します。という会見町の方からのご意見です。

以上、報告を終わらせていただきます。

坂本会長 以上で名称に関する参考資料についての報告を終わりたいと思います。

日程7、今後の協議会の開催日程について。確認の意味で事務局、よろしくお願いします。

奥山室長 事務局でございます。2ページをごらんいただきたいと思います。今後の協議会の開催日程ということで、12月におきます会議を上げさせていただいております。17回会議につきましては、12月の6日、土曜日、13時30分から17時ということで、会見町役場の会議室にて行います。18回会議につきましては、12月25日、1時30分から5時までということで、この場所で行いたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 御確認いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

8番、その他。

福田委員 ちょっと一つだけ聞かせてください。

坂本会長 福田委員さん。

福田委員 質問、直接この協議会には関係はございませんが、ただ住民世論ということで若干批評したいのは、先日、新聞に載っておりました溝口・岸本町の町名が伯耆ということに決まったようでございます。それで、それについては18歳以上全住民にアンケートをとって出た答えが伯耆が一番多かったということで協議会に諮られて、異議なしということだった旨が公表されておりました。

それから、それに加えまして、加えるというか関連をしまして、住民グループの中から どうしても大山という文字を使ってほしいという動きがあって、これが住民運動に発展す るかどうかわかりませんが、非常に隣町になるわけでして関心を持っておりますし、当町 としても次回はいろいろ最終決定の議論をしていかなきゃなりませんが、恐らく西伯・会見両町民だって関心を持っておられると思います。直接事務局の方に出向いたり、あるいは電話連絡等があったりするのはまだいい方ですけども、いわゆる声なき声というものに我々協議会がどのように議論を行っていくかという苦しい立場でもございますけども、そうした状況を、把握まではいかないけども、どのようにお感じになってるのか、ちょっと事務局の方であれば聞いておきたいなというぐあいに思っております。なかなか我々にとっても、住民からいろんな意見を聞こうと思っても非常に無理があるような気がしておりますんで、ただ比較をされた場合に、隣は全住民にアンケートをとったりなんかとか、そんなことが出るときに、非常に委員としてもまちまちなことを言ってもいけませんので、きょう結論は要りませんので、次回までにお互いが議論をし、いろんなことを見たり聞いたりして、次回は出席しなきゃならんかなというぐあいに思った気持ちでございます。以上でございます。

坂本会長 何かある。

桐林次長はい、ございます。

坂本会長 事務局。

桐林次長 住民の意向につきましては、とりあえずアンケートということで傾向はおわかりいただけてると思います。よそのやり方を批判するような物の言い方になって恐縮なんですけども、最多の名称に決まったといいましても35%でございます。逆に言いますれば、65%の方はほかの名前がいいといった名前を決められたという経過がございます。

一方、もう一つ東の側の大山町では同じようにアンケートをされましたが、これは絶対多数で、いずれの町でも絶対多数で大山町が多かったという状況でございます。そういう状況であれば住民の方の意見を直接結果に反映するということも非常に妥当性を持つものだと思いますけども、最初の65%の方がイエスだと言わなかった名前が相対的多数だったからといって住民の意思だと言っていいのかどうかというようなことがございますので、これは選挙ではございませんので、相対多数で決めるっていうようなやり方っていうのは方法論がちょっとどうかなという疑問を持っております。

それから、大変委員の皆様に御苦労をおかけするわけなんですけども、皆さんは何かで、 例えばいろんな名称について詳しい知識を持っていらっしゃる方とか、あるいは住民の方 の声をお聞きするに、そういう意見をよく代行して物を言っていただくような方、こうい うような方が何か意見があるんじゃないかというふうなことは私どもの方でもそれは拾い 切れませんけども、参考の事項として、これは本当に恐縮ですが、なるべく意見を拾っていただいて、それを参考にしていただくということは引き続き御努力をいただくしかないんじゃないかというふうに思っております。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 済みません。私も今までこの合併協議会がすごくスムーズに進んできてまして、もし12月6日に結論を急いで後が大変なことになる、どういう名前になろうと、そういうことはすごく避けたいと思います。それで、やっぱり今、福田委員さんが言われたように、この6つの中で2つか3つに絞り込んだ中で住民アンケートみたいな方法も、必ず12月6日に決めなくてもいいと思います。そういう方法もありますし、それを参考にしながら最終的に私たちが結論を出すという方向もあります。なかなか町名に関しての関心の度合いが、決まるようにならないと盛り上がってきませんので、主な意見等では多分人ごとみたいなところがあったかもしれません。ですから、とにかく12月6日に決めなくちゃならないということにすごく今ストレスがありまして、それからもしできれば会議じゃなくて、雑談の中で私たち委員の中で情報交換も欲しいなっていう、そういう気持ちもあります。急いで決めるっていうことにすごく抵抗がありますので、もうちょっと慎重にやりたいなという気持ちがありますが、どんなもんでしょうか、ここまで来てますけど。

坂本会長 どうですか。

福田委員 これぐらいでええじゃないでしょうか、きょうは。特にああいうのが進めてどんどん出てきますとやっぱりいろんな声が聞こえ、今まで何でもなかったようなことでもパッと出てきたりありますんで、きょうはもうこれ以上は私はええと思う。今度目はどうしてもいろんな議論で意見交換もしなきゃならんと思いますしね。今、おっしゃる気持ちは私も一緒なような気持ちでおりまして、物すごく責任感というか、重大な使命感というか、今感じておるのが実態でございまして。

坂本会長 わかりました。

福田委員 事務局の方へ若干その辺が変わってきたかとどうかというのが、どうなったかちゅうのが心配のかげんでございますので。

坂本会長 結局、ほとんどの人がこれがええちゅうのはないと思いますよ。例えばお隣の町みたいに住民投票か何かやってね、これが一番よかったけんって決めても、さっき言ったように65%の人はほかがええって言っちょうわけですから、なかなかこれも難しいわけでね、腹くくらんないけんじゃないですかな。うちらももう毎日ぼろくそ言われて、

たたかれておりますのでね。先延ばしばっかしちょってもいけんじゃないかと思うんですがな。押し込まれても説得していくというような話にせにゃ切りがありませんで。1月になりゃ2月がええだないか、3月がええだないかっていうような話でね。長いことこの問題で12月には決めよいやいって1年近くもやってきたわけですけ。それで広報もずっとしてきましたし、アンケートも出したし、やってみて決まらにゃ……(「ええじゃないですか」と呼ぶ者あり)決まらなかったら結論はまた。6日は一応はっきり決着つける気持ちでやりましょいや。

磯田委員 橋谷さん、いいですか。

坂本会長 どうぞ。

磯田委員 西伯町から、早く決めないから西伯耆町が一番いいのに、隣が岸本町が伯耆町に決まったけん取られて、今から西伯耆町になんてできん、何で早いこと決めんかっていう意見もあるんですよ。私、それ何人も聞いたんですよ。そういうこともありますのでね。遅いばっかりがいいではないんじゃないかなと思いますけどね。ここで一緒な意見を出し合いながら、最終的にこれが一番無難でいいのではないかというのが決まれば、もういいじゃない。それぞれのもう本当に、一人一人いろんな考えがありますからね。

坂本会長 橋谷さん、会長でごまかしない。会長が悪いだけんって言っちょいて、気に 入らんもんがおりゃ。

三鴨副会長 会見町の住民投票と一緒ですけん。これはどげしたって反対はあるですだけんね。だから、委員がみんながこの町を決めたという思いを語り合って、そして最後はやっぱり6日の日に決めると。あそこまでずっと12月の6日だというふうに決めてきたわけですから、結論をやっぱり出して、一歩進まんと、これもう少し先、私は解決つかんと思いますよ。ですから、もう、みんながそういうこぞってムードをつくっていかんと、絶対どれにしたって反対はあります。

坂本会長 以上できょうの合併協議会を閉じたいと思います。

最後に、閉会のごあいさつを三鴨町長さんにお願いして終わりたいと思います。

三鴨副会長 毎回、本当にスムーズな議事進行、ありがとうございます。坂本会長の方から冒頭にありましたように、会見町、また住民投票請求が出てまいりまして、皆さん方に本当に御迷惑、御心配をおかけいたしますけども、私も、また議会の方も大半が一貫した思いでおりますんで、ひとつそこら辺を御理解、信頼いただきながら、この2町の合併がうまくいきますように、御支援、御協力をお願いしたいと思います。いろんな面で、ま

たお力添えも賜らんといけない時期が来るのかとも思いますけど、ひとつよろしくお願い いたします。きょうはありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員